

工 種	施工管理要領
-----	--------

改正理由	表紙		
	現 行	改 正	備 考
	<p>下水道工事施工管理要領</p> <p>平成 20 年度制定 平成 21 年度改訂 平成 22 年度改訂</p> <p>東 広 島 市</p>	<p>下水道工事施工管理要領</p> <p>平成 20 年度制定 平成 21 年度改訂 平成 22 年度改訂 <u>平成 25 年度改訂</u></p> <p>東 広 島 市</p>	

改正理由	I 施工計画書記載要領 I-1																					
現 行	改 正	備 考																				
<p>2011.4.1 改訂 2010.4.1 改訂</p> <p>1 はじめに</p> <p>(1) 請負業者は、施工計画書を契約の後30日以内に提出し、着手すること。</p> <p>(2) 請負業者は施工計画書を分割提出するときは、監督職員の了承を得ること。</p> <p>(3) 当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更施工計画書を提出すること。</p> <p>2 施工計画書の作成要領</p> <p>(1) 施工計画書は、この要領に準拠して作成すること。</p> <p>(2) 様式はA4判縦とし、縮尺、寸法を明記し、縮図のうえ製本すること。</p> <table border="1" data-bbox="241 802 891 1270"> <thead> <tr> <th colspan="2">作成の要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 表紙及び目次</td> <td>1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。</td> </tr> <tr> <td>② 工事概要</td> <td>1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）</td> </tr> <tr> <td>③ 計画工程表</td> <td>1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画</td> </tr> </tbody> </table>	作成の要領		① 表紙及び目次	1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。	② 工事概要	1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）	③ 計画工程表	1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画	<p>2013.8.1 改訂 2011.4.1 改訂 2010.4.1 改訂</p> <p>1 はじめに</p> <p>(1) 請負受注業者は、施工計画書を契約の後30日以内に提出し、着手すること。</p> <p>(2) 請負受注業者は施工計画書を分割提出するときは、監督職員の了承を得ること。</p> <p>(3) 当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更施工計画書を提出すること。</p> <p>2 施工計画書の作成要領</p> <p>(1) 施工計画書は、この要領に準拠して作成すること。</p> <p>(2) 様式はA4判縦とし、縮尺、寸法を明記し、縮図のうえ製本すること。</p> <table border="1" data-bbox="1077 703 1641 1358"> <thead> <tr> <th colspan="2">作成の要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 表紙及び目次</td> <td>1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。</td> </tr> <tr> <td>② 工事概要</td> <td>1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負受注業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）</td> </tr> <tr> <td>③ 計画工程表</td> <td>1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画 実施工程表に基づき、職種別に予定員数を記載すること。 ※本要領の「II 施工管理基準」を参照のこと。</td> </tr> <tr> <td>④ 現場組織表</td> <td>1) 現場組織 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、事務担当者、渉外担当者、現場担当者、安全管理者、保安責任者、有資格者等選任一覧表（資格証写し） 2) 施工体系図 3) 施工体制台帳（技術者台帳）（下請け総額3千万円以上）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 指定機械</td> <td>1) 主要指定機械の使用計画（使用機械一覧表、工程表） 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等</td> </tr> </tbody> </table>	作成の要領		① 表紙及び目次	1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。	② 工事概要	1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負受注業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）	③ 計画工程表	1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画 実施工程表に基づき、職種別に予定員数を記載すること。 ※本要領の「II 施工管理基準」を参照のこと。	④ 現場組織表	1) 現場組織 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、事務担当者、渉外担当者、現場担当者、安全管理者、保安責任者、有資格者等選任一覧表（資格証写し） 2) 施工体系図 3) 施工体制台帳（技術者台帳）（下請け総額3千万円以上）	⑤ 指定機械	1) 主要指定機械の使用計画（使用機械一覧表、工程表） 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等	<p>請負者、請負業者 → 受注者 受注業者に修正</p> <p>作成要領 → 項目を県共通仕様書と整合を図った</p>
作成の要領																						
① 表紙及び目次	1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。																					
② 工事概要	1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）																					
③ 計画工程表	1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画																					
作成の要領																						
① 表紙及び目次	1) 表紙 工事事件名、請負会社名、現場代理人及び主任（監理）技術者氏名印、提出年月日、分冊番号 2) 目次 分割提出の項目あるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載すること。																					
② 工事概要	1) 工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負受注業者 2) 工事内容（工種、数量、仕様）、工事目的 3) 現場位置図（工事範囲を着色）、発注図面（参考図など施工に関する図面すべて）																					
③ 計画工程表	1) 実施工程表 2) 施工口数と順序 ・複数の施工班が入る場合は、施工口数と順序を記載すること。 ・平面図に着色し、着工予定日、完了予定日を記載すること。 ・開削2班の場合は、A班とB班が施工する範囲を記載し、着工予定日と完了予定日等を記載すること。 ・開削班と推進班に分かれる場合は、それぞれに着工予定日と完了予定日を記載すること。 3) 労務計画 実施工程表に基づき、職種別に予定員数を記載すること。 ※本要領の「II 施工管理基準」を参照のこと。																					
④ 現場組織表	1) 現場組織 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、事務担当者、渉外担当者、現場担当者、安全管理者、保安責任者、有資格者等選任一覧表（資格証写し） 2) 施工体系図 3) 施工体制台帳（技術者台帳）（下請け総額3千万円以上）																					
⑤ 指定機械	1) 主要指定機械の使用計画（使用機械一覧表、工程表） 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等																					

工 種	施工管理要領
-----	--------

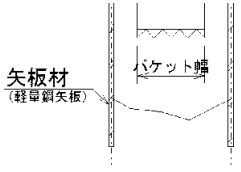
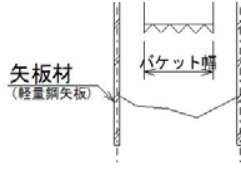
改正理由	I 施工計画書記載要領 I-1(続き)													
現 行	改 正	備 考												
	<p style="text-align: right; color: red;">2013.8.1 改訂</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">作成の要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">⑥ 主要機械 (船舶)</td> <td>1) 主要機械(船舶)の稼働計画(使用機械一覧表、工程表) 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑦ 主要資材</td> <td>1) 使用材料の搬入計画(仮設用と本工事に区別する) 使用材料毎の用途、規格、計画数量(割増後)、調達先(製造先)等</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑧ 施工方法</td> <td> 1) 作業フロー(着手から完了まで記載) 2) 各種調査 下記の項目について報告書を作成し影響及び支障物件の種類、規模を把握のうえ防護方法を記載すること。 7) 地域の環境、土質、地下水の状況、測量の方法 ① 地下埋設物、地上構造物、家屋等の実態調査方法 9) 試掘調査の方法 「試掘計画書」として分割提出が一般的 ※ 既設境界杭設置状況 ※ 本要領の「Ⅶ 家屋調査」・「Ⅶ 地下埋設物事故防止対策」を参照のこと。 3) 仮設計画 7) 構築物、仮設物の施工、完成、維持又はこれに関連する施設、装置を記載すること。 ① 任意仮設構造物(山留、覆工板、支保工、仮排水等)については、それぞれの項目についての根拠(応力計算書、水理計算書)を添付すること。 4) 工種別施工方法(管布設工、マンホール設置工、取付管工、立坑工、仮設工、付帯工等) 場所、工法、使用機械等を図示説明すること。 ※ 地盤改良工については、本要領の「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。 5) 残土、産業廃棄物の処分方法及び運搬経路、場所(契約書、許可書の写しを添付) 残土及び埋戻し土は、現場内及び公共工事間の流用を最優先すること。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑨ 施工管理計画</td> <td> 1) 工程管理 施工段階上での工程管理方法 2) 品質管理 品質の測定試験項目、規格値、試験基準、対比方法 3) 出来形管理 出来形の実測方法、規格値、測定基準、測定箇所、対比方法 4) 写真管理 撮影基準、整理方法、写真撮影箇所及び内容、撮影頻度 ※ 本要領の「Ⅱ 施工管理基準」・「Ⅲ 工事写真撮影」・「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑩ 安全管理</td> <td> 1) 安全管理計画 安全教育訓練等の実施事項—工種別安全管理計画、安全衛生活動(会社、現場) 2) 各種工事において予想される災害とその安全対策 3) 安全衛生組織表 </td> </tr> </tbody> </table>	作成の要領		⑥ 主要機械 (船舶)	1) 主要機械(船舶)の稼働計画(使用機械一覧表、工程表) 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等	⑦ 主要資材	1) 使用材料の搬入計画(仮設用と本工事に区別する) 使用材料毎の用途、規格、計画数量(割増後)、調達先(製造先)等	⑧ 施工方法	1) 作業フロー(着手から完了まで記載) 2) 各種調査 下記の項目について報告書を作成し影響及び支障物件の種類、規模を把握のうえ防護方法を記載すること。 7) 地域の環境、土質、地下水の状況、測量の方法 ① 地下埋設物、地上構造物、家屋等の実態調査方法 9) 試掘調査の方法 「試掘計画書」として分割提出が一般的 ※ 既設境界杭設置状況 ※ 本要領の「Ⅶ 家屋調査」・「Ⅶ 地下埋設物事故防止対策」を参照のこと。 3) 仮設計画 7) 構築物、仮設物の施工、完成、維持又はこれに関連する施設、装置を記載すること。 ① 任意仮設構造物(山留、覆工板、支保工、仮排水等)については、それぞれの項目についての根拠(応力計算書、水理計算書)を添付すること。 4) 工種別施工方法(管布設工、マンホール設置工、取付管工、立坑工、仮設工、付帯工等) 場所、工法、使用機械等を図示説明すること。 ※ 地盤改良工については、本要領の「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。 5) 残土、産業廃棄物の処分方法及び運搬経路、場所(契約書、許可書の写しを添付) 残土及び埋戻し土は、現場内及び公共工事間の流用を最優先すること。	⑨ 施工管理計画	1) 工程管理 施工段階上での工程管理方法 2) 品質管理 品質の測定試験項目、規格値、試験基準、対比方法 3) 出来形管理 出来形の実測方法、規格値、測定基準、測定箇所、対比方法 4) 写真管理 撮影基準、整理方法、写真撮影箇所及び内容、撮影頻度 ※ 本要領の「Ⅱ 施工管理基準」・「Ⅲ 工事写真撮影」・「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。	⑩ 安全管理	1) 安全管理計画 安全教育訓練等の実施事項—工種別安全管理計画、安全衛生活動(会社、現場) 2) 各種工事において予想される災害とその安全対策 3) 安全衛生組織表	<p style="color: red;">作成要領 → 項目を県共通仕様書と整合を図った</p>
作成の要領														
⑥ 主要機械 (船舶)	1) 主要機械(船舶)の稼働計画(使用機械一覧表、工程表) 使用機械毎の用途、形式、規格、数量、性能等													
⑦ 主要資材	1) 使用材料の搬入計画(仮設用と本工事に区別する) 使用材料毎の用途、規格、計画数量(割増後)、調達先(製造先)等													
⑧ 施工方法	1) 作業フロー(着手から完了まで記載) 2) 各種調査 下記の項目について報告書を作成し影響及び支障物件の種類、規模を把握のうえ防護方法を記載すること。 7) 地域の環境、土質、地下水の状況、測量の方法 ① 地下埋設物、地上構造物、家屋等の実態調査方法 9) 試掘調査の方法 「試掘計画書」として分割提出が一般的 ※ 既設境界杭設置状況 ※ 本要領の「Ⅶ 家屋調査」・「Ⅶ 地下埋設物事故防止対策」を参照のこと。 3) 仮設計画 7) 構築物、仮設物の施工、完成、維持又はこれに関連する施設、装置を記載すること。 ① 任意仮設構造物(山留、覆工板、支保工、仮排水等)については、それぞれの項目についての根拠(応力計算書、水理計算書)を添付すること。 4) 工種別施工方法(管布設工、マンホール設置工、取付管工、立坑工、仮設工、付帯工等) 場所、工法、使用機械等を図示説明すること。 ※ 地盤改良工については、本要領の「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。 5) 残土、産業廃棄物の処分方法及び運搬経路、場所(契約書、許可書の写しを添付) 残土及び埋戻し土は、現場内及び公共工事間の流用を最優先すること。													
⑨ 施工管理計画	1) 工程管理 施工段階上での工程管理方法 2) 品質管理 品質の測定試験項目、規格値、試験基準、対比方法 3) 出来形管理 出来形の実測方法、規格値、測定基準、測定箇所、対比方法 4) 写真管理 撮影基準、整理方法、写真撮影箇所及び内容、撮影頻度 ※ 本要領の「Ⅱ 施工管理基準」・「Ⅲ 工事写真撮影」・「Ⅳ 地盤改良工」を参照のこと。													
⑩ 安全管理	1) 安全管理計画 安全教育訓練等の実施事項—工種別安全管理計画、安全衛生活動(会社、現場) 2) 各種工事において予想される災害とその安全対策 3) 安全衛生組織表													

改正理由	I 施工計画書記載要領 I-1(続き)																					
現 行	改 正	備 考																				
	<p style="text-align: right;">2013.8.1 改訂 2011.4.1 改訂</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">作成の要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"><u>⑩ 段階確認に関する事項</u></td> <td>1) 段階確認の時期および場所を明記すること。</td> </tr> <tr> <td><u>⑪ ⑫</u> 緊急時の体制及び対応</td> <td>1) 災害時等の情報収集体制、防災体制を確立し、緊急時連絡先とともに明記すること。</td> </tr> <tr> <td><u>⑬ ⑭</u> 交通管理</td> <td>1) 工事中における保安施設、保安要員の配置状況、迂回路・歩行者通路設置状況 2) 資材及び機械等の輸送に伴う公道の交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送方法、輸送担当者 その他安全輸送上必要な事項 3) 休業中（夜間も含む）における対策等を図示説明 4) 道路使用許可書写し ※ 本要領の「VI 保安施設設置」を参照のこと。</td> </tr> <tr> <td><u>⑮ ⑯</u> 環境対策</td> <td>1) 騒音、振動、地盤沈下、地下水、粉塵、危険物、劇物等に対する措置 2) 仮設駐車場、残土仮置場、重機駐車場の設置状況（位置図に着色） 3) 工事現場から発生する排水処理対策 4) 地元対策（地元住民の説明方法等）</td> </tr> <tr> <td><u>⑰ ⑱</u> 現場作業環境の整備</td> <td>1) 現場事務所、監督員事務所、労務者宿舍、材料置場倉庫等の設置状況、消火設備状況 ⑲-⑱ イメージアップ実施状況</td> </tr> <tr> <td><u>⑲ イメージアップの実施活動</u></td> <td>1) イメージアップ実施状況</td> </tr> <tr> <td><u>⑳ 安全・訓練の活動計画</u></td> <td>1) 安全教育訓練等の実施事項及び時期</td> </tr> <tr> <td><u>㉑ ⑳</u> 再生資源の利用の促進</td> <td>1) 再生資源利用計画書（再生資源に関する省令に規定する建設資材を一定量以上、工事現場に搬入する工事） 2) 再生資源利用促進計画書（指定副産物に関する省令に規定する指定副産物を一定量以上、工事現場から搬出する工事）</td> </tr> <tr> <td><u>㉒ ㉓</u> その他</td> <td>1) 作業休止日及び休日作業の実施方法（休日作業届） 2) 地元配布資料（下水道工事のお知らせ、最終ますの設置について、家屋等の調査のお知らせなど）、配布時期 3) 社内検査体制、検査項目 4) 工事書類提出一覧表（書類内容、提出時期、チェックリスト） 5) 中間検査時期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当施工計画書は、開削工法と薬液注入工の施工計画例である。</p>	作成の要領		<u>⑩ 段階確認に関する事項</u>	1) 段階確認の時期および場所を明記すること。	<u>⑪ ⑫</u> 緊急時の体制及び対応	1) 災害時等の情報収集体制、防災体制を確立し、緊急時連絡先とともに明記すること。	<u>⑬ ⑭</u> 交通管理	1) 工事中における保安施設、保安要員の配置状況、迂回路・歩行者通路設置状況 2) 資材及び機械等の輸送に伴う公道の交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送方法、輸送担当者 その他安全輸送上必要な事項 3) 休業中（夜間も含む）における対策等を図示説明 4) 道路使用許可書写し ※ 本要領の「VI 保安施設設置」を参照のこと。	<u>⑮ ⑯</u> 環境対策	1) 騒音、振動、地盤沈下、地下水、粉塵、危険物、劇物等に対する措置 2) 仮設駐車場、残土仮置場、重機駐車場の設置状況（位置図に着色） 3) 工事現場から発生する排水処理対策 4) 地元対策（地元住民の説明方法等）	<u>⑰ ⑱</u> 現場作業環境の整備	1) 現場事務所、監督員事務所、労務者宿舍、材料置場倉庫等の設置状況、消火設備状況 ⑲-⑱ イメージアップ実施状況	<u>⑲ イメージアップの実施活動</u>	1) イメージアップ実施状況	<u>⑳ 安全・訓練の活動計画</u>	1) 安全教育訓練等の実施事項及び時期	<u>㉑ ⑳</u> 再生資源の利用の促進	1) 再生資源利用計画書（再生資源に関する省令に規定する建設資材を一定量以上、工事現場に搬入する工事） 2) 再生資源利用促進計画書（指定副産物に関する省令に規定する指定副産物を一定量以上、工事現場から搬出する工事）	<u>㉒ ㉓</u> その他	1) 作業休止日及び休日作業の実施方法（休日作業届） 2) 地元配布資料（下水道工事のお知らせ、最終ますの設置について、家屋等の調査のお知らせなど）、配布時期 3) 社内検査体制、検査項目 4) 工事書類提出一覧表（書類内容、提出時期、チェックリスト） 5) 中間検査時期	<p>作成要領 → 項目を県共通仕様書と整合を図った</p>
作成の要領																						
<u>⑩ 段階確認に関する事項</u>	1) 段階確認の時期および場所を明記すること。																					
<u>⑪ ⑫</u> 緊急時の体制及び対応	1) 災害時等の情報収集体制、防災体制を確立し、緊急時連絡先とともに明記すること。																					
<u>⑬ ⑭</u> 交通管理	1) 工事中における保安施設、保安要員の配置状況、迂回路・歩行者通路設置状況 2) 資材及び機械等の輸送に伴う公道の交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送方法、輸送担当者 その他安全輸送上必要な事項 3) 休業中（夜間も含む）における対策等を図示説明 4) 道路使用許可書写し ※ 本要領の「VI 保安施設設置」を参照のこと。																					
<u>⑮ ⑯</u> 環境対策	1) 騒音、振動、地盤沈下、地下水、粉塵、危険物、劇物等に対する措置 2) 仮設駐車場、残土仮置場、重機駐車場の設置状況（位置図に着色） 3) 工事現場から発生する排水処理対策 4) 地元対策（地元住民の説明方法等）																					
<u>⑰ ⑱</u> 現場作業環境の整備	1) 現場事務所、監督員事務所、労務者宿舍、材料置場倉庫等の設置状況、消火設備状況 ⑲-⑱ イメージアップ実施状況																					
<u>⑲ イメージアップの実施活動</u>	1) イメージアップ実施状況																					
<u>⑳ 安全・訓練の活動計画</u>	1) 安全教育訓練等の実施事項及び時期																					
<u>㉑ ⑳</u> 再生資源の利用の促進	1) 再生資源利用計画書（再生資源に関する省令に規定する建設資材を一定量以上、工事現場に搬入する工事） 2) 再生資源利用促進計画書（指定副産物に関する省令に規定する指定副産物を一定量以上、工事現場から搬出する工事）																					
<u>㉒ ㉓</u> その他	1) 作業休止日及び休日作業の実施方法（休日作業届） 2) 地元配布資料（下水道工事のお知らせ、最終ますの設置について、家屋等の調査のお知らせなど）、配布時期 3) 社内検査体制、検査項目 4) 工事書類提出一覧表（書類内容、提出時期、チェックリスト） 5) 中間検査時期																					

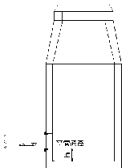
改正理由		II 施工管理基準 II-1	
現 行		改 正	
		備 考	
<p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>		<p>4. 管理の実施</p> <p>(1) <u>請負受注者</u>は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) <u>請負受注者</u>は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) <u>請負受注者</u>は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<u>直ち速やか</u>に提示するとともに、<u>検査工事完成時</u>に提出しなければならない。</p>	
		<p>※県-施工管理要領の文章に合わせた。</p>	

改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-2	
現 行	改 正	備 考
<p>5. 管理項目及び方法</p> <p>5.1 工程管理</p> <p>請負者は、工事内容に応じた方式（ネットワーク方式（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により工程管理を行わなければならない。</p> <p>（請負における管理方式）</p> <p>報告（工事履行報告書 第11条関係）次頁参照</p> <p>添付資料：位置図など</p> <p>(1) ○月分工事進捗状況報告書 (参考例-1)</p> <p>(2) 全体工程表（バーチャート） (参考例-2)</p> <p>(3) 全体工程表（ネットワーク） (参考例-3)</p> <p>(4) 部分工程表 (参考例-4)</p> <p>(5) 斜線式工程表による進捗管理 (参考例-5)</p> <p>(6) ネットワークによる進捗管理 (参考例-6)</p> <p>監督者から提出を求められたときは、すぐに提出をすること</p>	<p>5. 管理項目及び方法</p> <p>5.1 工程管理</p> <p><u>請負受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理た方式（ネットワーク方式（PERT）又は、バーチャート方式など）により作成した実施工程表により工程管理を行わなければならない。を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、監督職員との協議により省略できるものとする。</u></p> <p>（請負受注における管理方式）</p> <p>報告（工事履行報告書 第11条関係）次頁参照</p> <p>添付資料：位置図など</p> <p>(1) ○月分工事進捗状況報告書 (参考例-1)</p> <p>(2) 全体工程表（バーチャート） (参考例-2)</p> <p>(3) 全体工程表（ネットワーク） (参考例-3)</p> <p>(4) 部分工程表 (参考例-4)</p> <p>(5) 斜線式工程表による進捗管理 (参考例-5)</p> <p>(6) ネットワークによる進捗管理 (参考例-6)</p> <p>監督者から提出を求められたときは、すぐに提出をすること</p>	<p>※県-施工管理要領の文章に合わせた。</p>

改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-10																																																			
現 行	改 正			備 考																																																
<p>5.2 出来形管理</p> <p>請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。</p> <p>(1) 下水道工事工種体系表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管 路</td> <td rowspan="3">管 径 上 工 (開 削)</td> <td>管布設工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路築造工</td> <td>既製く形きよ 現場打ち水路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管基礎工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 径 上 工 (小口径推進)</td> <td>小口径推進工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 径 上 工</td> <td>推進工</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	章	節	条	枝番	頁	管 路	管 径 上 工 (開 削)	管布設工			水路築造工	既製く形きよ 現場打ち水路		管基礎工			管 径 上 工 (小口径推進)	小口径推進工			管 径 上 工	推進工			<p>5.2 出来形管理</p> <p><u>請負受注者</u>は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。</p> <p>(1) 下水道工事工種体系表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管 路</td> <td rowspan="3">管 径 上 工 (開 削)</td> <td>管布設工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路築造工</td> <td>既製く形きよ 現場打ち水路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管基礎工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 径 上 工 (小口径推進)</td> <td>小口径推進工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 径 上 工</td> <td>推進工</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			章	節	条	枝番	頁	管 路	管 径 上 工 (開 削)	管布設工			水路築造工	既製く形きよ 現場打ち水路		管基礎工			管 径 上 工 (小口径推進)	小口径推進工			管 径 上 工	推進工			
章	節	条	枝番	頁																																																
管 路	管 径 上 工 (開 削)	管布設工																																																		
		水路築造工	既製く形きよ 現場打ち水路																																																	
		管基礎工																																																		
	管 径 上 工 (小口径推進)	小口径推進工																																																		
	管 径 上 工	推進工																																																		
章	節	条	枝番	頁																																																
管 路	管 径 上 工 (開 削)	管布設工																																																		
		水路築造工	既製く形きよ 現場打ち水路																																																	
		管基礎工																																																		
	管 径 上 工 (小口径推進)	小口径推進工																																																		
	管 径 上 工	推進工																																																		

改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-38	
現 行	改 正	備 考
<div style="text-align: center;">  </div> $B_4 = a + 2b - 2c + dt$ <p> B_4 : 掘削幅 (5 cm単位 二捨三入) a : バケツ幅 b : 余裕幅 c : 腹起材の幅 t : 矢板材の厚さ </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>—請負者の施工思想(施工計画)に基づき、掘削幅は選定できる—</p> <p>設計と異なる掘削幅を選定する場合、その根拠のほか関連する各種数量計算を記載した施工計画書の提出が必要であり、施工計画書受理後それに対して施工管理を行うこととなる(ただし各種数量については竣工検査時に施工値と施工計画値の対比のほか設計値との対比[減の場合もありうるが、単なる対比のみで良い]も必要)。</p> <p>掘削幅は前述のとおりあくまで任意であるが、掘削・土留・支保等が本市の仕様を満足できないと判断される場合は受理できない。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">参考として、次頁に設計上の掘削幅(参考図面に示されている幅)の算出根拠を添付する。</p>	<div style="text-align: center;">  </div> $B_4 = a + 2b + 2c + dt$ <p> B_4 : 掘削幅 (5 cm単位 二捨三入) a : バケツ幅 b : 余裕幅 c : 腹起材の幅 t : 矢板材の厚さ </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>—請負受注者の施工思想(施工計画)に基づき、掘削幅は選定できる—</p> <p>設計と異なる掘削幅を選定する場合、その根拠のほか関連する各種数量計算を記載した施工計画書の提出が必要であり、施工計画書受理後それに対して施工管理を行うこととなる(ただし各種数量については竣工検査時に施工値と施工計画値の対比のほか設計値との対比[減の場合もありうるが、単なる対比のみで良い]も必要)。</p> <p>掘削幅は前述のとおりあくまで任意であるが、掘削・土留・支保等が本市の仕様を満足できないと判断される場合は受理できない。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">参考として、次頁に設計上の掘削幅(参考図面に示されている幅)の算出根拠を添付する。</p>	

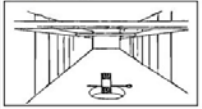
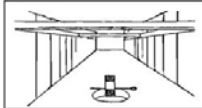
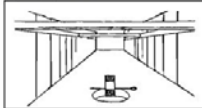
改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-43	
現 行	改 正	備 考
<p style="text-align: right;">2011.4.1 追記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 曲管施工管理に際して</p> <p>(1) 適用範囲は、15°以下とする。</p> <p>(2) 1 スパンに1箇所までとする。</p> <p>(3) 曲管の設置は、マンホールから管2本程度付近までに設置する。</p> <p>(4) 曲管を設置する地点に来たら、必ず検査を行うこと。</p> <p>(5) 曲管は、平面曲りを原則とする。(縦断曲りは行わない。)</p> </div> <p>(1) について 適用範囲は、15°以下からとする。 現場条件などで15°以上を採用する際には、採用理由および維持管理方法を提案し、監督員と協議を行うこと。 (曲管の材料は90、75、60、45、30、22^{1/2}、15、11^{1/4}、5^{3/8}がある。)</p>	<p style="text-align: right;">2013.8.1 追記 2011.4.1 追記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 曲管施工管理に際して</p> <p>(1) 適用範囲は、15²²° 1/2以下とする。</p> <p>(2) 1 スパンに1箇所までとする。</p> <p>(3) 曲管の設置位置は特に定めないは、マンホールから管2本程度付近までに設置する。</p> <p>(4) 曲管を設置する地点に来たら、必ず検査を行うこと。</p> <p>(5) 曲管は、平面曲りを原則とする。(縦断曲りは行わない。)</p> <p>(6) 曲管埋設位置には埋設シートを設置し、竣工図にオフセットを明記すること。</p> </div> <p>(1) について 適用範囲は、15²²° 1/2以下からとする。 現場条件などで15²²° 1/2以上を採用する際には、採用理由および維持管理方法を提案し、監督員と協議を行うこと。 (曲管の材料は90、75、60、45、30、22^{1/2}、15、11^{1/4}、5^{3/8}がある。)</p> <p>(2) について 現場条件などで1スパンに2箇所以上を採用する際には、採用理由および維持管理方法を提案し、監督員と協議を行うこと。</p> <p>(3) について 曲管の設置は、設計図書で位置を示されている場合を除き、マンホールから管2本程度付近までに設置する。管2本程度付近に設置できない場合は、設置不能理由を書面で記載し、監督員と協議を行うこと。</p> <p>(3) (4) について 曲管を設置した位置の管底高を事前に算出し、下流MHの管底高と曲管を設置した位置の管底高の検査を監督員の立会いのもとに行う(規定流量および流速が満足されているか)。また、あわせてそのスパンの下流MH(上流から施工した場合は上流MH)までの管体検査を受けること(曲管設置以降の管内は目視できないことから、未検査の場合、テレビカメラ調査が別に必要となる)。なお、この検査は監督員が行うこともできる。</p> <p>(1) 15° → 22° 1/2適用範囲を変更 (3) 曲管の設置位置の弾力化 (6) 追加(埋設シート設置・竣工図へのオフセット記入)</p>	

改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-44	
現行	改正	備考
<p>6. 可とう性継手の施工管理に際して</p> <p>(1) 可とう性継手の設置位置は、所定の可とう域を確保できる位置に設置しなければならない。</p> <p>(2) 可とう性継手は、設置目的に応じて使用しなければならない。</p> <p>(1) について 下図のhの高さを施工計画書に明記し、これに基づき施工すること。</p>  <p>(2) について 組立マンホールにあらかじめ設置してある可とう性継手も現場で性能(製品)を確認し施工すること。</p> <p>5.3 品質管理 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$ など)を作成するものとする。 請負者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p style="color: red; text-align: center;">可とう継手と本管を接続する際のずれについて記述追加</p> <p>6. <u>可とう性継手可とう継手</u>の施工管理に際して</p> <p>(1) <u>可とう性継手可とう継手</u>の設置位置は、所定の可とう域を確保できる位置に設置しなければならない。</p> <p>(2) <u>可とう性継手可とう継手</u>は、設置目的に応じて使用しなければならない。</p> <p>(1) について <u>下図のhの高さを施工計画書に明記し、これに基づき施工すること。</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>マンホール開口中心(可とう継手中心)と本管中心のずれ及びマンホールと管の接続角度について、使用する可とう継手製造メーカーの許容値を施工計画書に明示すること。</u></p> <p>(2) について 組立マンホールにあらかじめ設置してある<u>可とう性継手可とう継手</u>も現場で性能(製品)を確認し施工すること。</p> <p>5.3 品質管理 <u>請負受注者</u>は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$ など)を作成するものとする。 <u>請負受注者</u>は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<u>速やか</u>に提示するとともに、<u>検査工事完成時</u>に提出しなければならない。</p>	<p style="color: red;">可とう性継手 → 可とう継手</p> <p style="color: red;">※hの高さ 施工計画書への記載を削除</p> <p style="color: red;">可とう継手の設置許容値を 施工計画書へ記載</p> <p style="color: red;">※県-施工管理要領の 文章に合わせた。</p>

工種	施工管理要領
----	--------

改正理由	Ⅱ 施工管理基準 Ⅱ-47	
現 行	改 正	備 考
<p>6. 規格値 請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>	<p>6. 規格値 請負受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>	



改正理由	Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-1 Ⅲ-3	
現 行	改 正	備 考
<p>Ⅲ-1</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>請負者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により、工事写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、1スパン施工完了時には、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>Ⅲ-3</p> <p>10. 工事写真の整理方法</p> <p>工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真の原本を提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。</p> <p>(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(3) 表表紙は、アルバム番号、補助・起債・単市の工事の別、工事名、請負業者名を記入する。</p> <p>(4) 2種類以上の工法がある場合は、工法ごとに編集する。</p> <p>(5) 開削工事の写真は、マンホール、管布設、マンホールと交互に編集する。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>請負受注者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により、工事写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、1スパン施工完了時には、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>10. 工事写真の整理方法</p> <p>工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真の原本を提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。</p> <p>(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは請負受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(3) 表表紙は、アルバム番号、補助・起債・単市の工事の別、工事名、請負業者名を記入する。</p> <p>(4) 2種類以上の工法がある場合は、工法ごとに編集する。</p> <p>(5) 開削工事の写真は、マンホール、管布設、マンホールと交互に編集する。</p>	

改正理由		Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-4 Ⅲ-6			
現 行		改 正		備 考	
Ⅲ-4		Ⅲ-4			
安全管理	安全管理	安全管理	安全管理		
	各種標識類の設置状況	各種標識類の設置状況	各種標識類の設置状況		
	各種保安施設の設置状況	各種保安施設の設置状況	各種保安施設の設置状況		
	監視員交通整理状況	監視員交通整理状況	監視員交通整理状況		
	安全訓練等の実施状況	安全訓練等の実施状況	安全訓練等の実施状況		
	形状寸法	形状寸法	形状寸法		
Ⅲ-6		Ⅲ-6			
基礎工 (出来形)	①基礎の厚さ、幅 ②据付け寸法 ③配筋状況等 	①基礎の厚さ、幅 ②据付け寸法 ③配筋状況等 	①基礎の厚さ、幅 ②据付け寸法 ③配筋状況等 		
	一連の作業状況を撮影 ・地山の状況がはっきり確認できるように撮影する。 ・設計値と実測値を記入する。 ・掘削・積込・運搬等、一連の作業状況を撮影 ・湧水がある場合は溝掘りをし、ポンプで水替えを行うこと。 ・検測時水溜まり不可	一連の作業状況を撮影 ・地山の状況がはっきり確認できるように撮影する。 ・設計値と実測値を記入する。 ・掘削・積込・運搬等、一連の作業状況を撮影 ・湧水がある場合は溝掘りをし、ポンプで水替えを行うこと。 ・検測時水溜まり不可	一連の作業状況を撮影 ・地山の状況がはっきり確認できるように撮影する。 ・設計値と実測値を記入する。 ・掘削・積込・運搬等、一連の作業状況を撮影 ・湧水がある場合は溝掘りをし、ポンプで水替えを行うこと。 ・検測時水溜まり不可 ・基礎天端高が確認できるようにGLからの下がりマーキングして撮影		
		<p style="color: red;">安全管理－監視員交通整理状況 の留意事項欄に追記 「道路使用許可書記載項目は撮影要」</p>			
		<p style="color: red;">土工－基礎工(出来形) の留意事項欄に追記</p>			

改正理由		Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-8							
現行		改正				備考			
一般舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
		撮影箇所及び内容							
		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]						
		転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
		撮影箇所及び内容							
		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]						
		転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (基層工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
		撮影箇所及び内容							
		整正状況	400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (表層工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
		撮影箇所及び内容							
		タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]						
	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
撮影箇所及び内容									
敷均し厚さ		各層毎400mに1回 [施工中]							
転圧状況		各層毎400mに1回 [修正後]							
一般舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項	埋戻しと連動して行う場合は1スパン毎			
		撮影箇所及び内容							
		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]						
		転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	写真管理項目		撮影頻度	留意事項		埋戻しと連動して行う場合は1スパン毎		
		撮影箇所及び内容							
		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]						
		転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (基層工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項			埋戻しと連動して行う場合は1スパン毎	
		撮影箇所及び内容							
		整正状況	400mに1回 [修正後]						
	アスファルト舗装工 (表層工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				埋戻しと連動して行う場合は1スパン毎
		撮影箇所及び内容							
		タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]						
	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	写真管理項目		撮影頻度	留意事項				
撮影箇所及び内容									
敷均し厚さ		各層毎400mに1回 [施工中]							
転圧状況		各層毎400mに1回 [修正後]							
一般舗装工 の各項目に留意事項欄に追記									

改正理由	Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-9
------	---------------

現行	改正	備考
----	----	----

工種	項目	写真管理項目		留意事項		
		撮影箇所及び内容	撮影頻度			
管布設工	管布設工	①布設状況 ②布設完了 ③曲管布設状況 ④人孔接続状況 	スパンごと、または一路線敷箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・曲点位置がわかるように撮影 ・滑材の塗布状況を撮影する。ヒッパラーによる挿入状況等も適度に撮影しておくこと。 ・ソケットのタイプを確認する。(ゴムリングタイプ(SRA)、接着タイプ(ST)等) ・確実に挿入されているかも併せて確認する。(黒線まで挿入してあること。) ・人孔上下流(SRA使用箇所)及びスパン中央での接続部分を撮影すること。 ・全接合部を撮影すること。(全景写真も撮影) ・地下水等で管回りが水浸しの時は、排水除去して撮影すること 		
	土工	管きょ工事参照				
	基礎工	同上				
	マンホール築造	現場打		①配筋、型枠設置およびコンクリート打設状況 ②配筋寸法・壁厚 ③継ぎ手長・仕上り寸法等 ④鉄筋かぶり	マンホールごと	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースより上部工まで全部 ・配筋間隔とスペーサの配置状況が確認できる写真を撮影 ・鉄筋にマグネット等で印をつける。 ・下筋、上筋をそれぞれ撮影する。
		組立式		①組立状況(シール材充填状況)	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・躯体ブロック据付け後、シール材の設置が確認できること。 ・ボルトの締め状況が確認できること
	塩ビ製	設置状況	同上	インバートより上部全部		
管布設工	管布設工	①布設状況 ②布設完了 ③曲管布設状況(管明示シート設置状況も含む) ④人孔接続状況 	スパンごと、または一路線敷箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・曲点位置がわかるように撮影 ・滑材の塗布状況を撮影する。ヒッパラーによる挿入状況等も適度に撮影しておくこと。 ・ソケットのタイプを確認する。(ゴムリングタイプ(SRA)、接着タイプ(ST)等) ・確実に挿入されているかも併せて確認する。(黒線まで挿入、チェックゲージ等でゴム輪位置、ねじれ、はみ出しがないか確認しておくこと。) ・人孔上下流(SRA使用箇所)及びスパン中央での接続部分を撮影すること。 ・全接合部を撮影すること。(全景写真も撮影) ・地下水等で管回りが水浸しの時は、排水除去して撮影すること 		
	土工	管きょ工事参照				
	基礎工	同上				
	マンホール築造	現場打		①配筋、型枠設置およびコンクリート打設状況 ②配筋寸法・壁厚 ③継ぎ手長・仕上り寸法等 ④鉄筋かぶり	マンホールごと	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースより上部工まで全部 ・配筋間隔とスペーサの配置状況が確認できる写真を撮影 ・鉄筋にマグネット等で印をつける。 ・下筋、上筋をそれぞれ撮影する。
		組立式		①組立状況(シール材充填状況、鉛直・水平確認状況) ②削孔状況(工場削孔は除く) ③可とう継手設置状況	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・躯体ブロック据付け後、シール材の設置が確認できること。 ・ボルトの締め状況が確認できること ・可とう継手の取付状況(鉛直、水平確認)が確認できるように撮影
	塩ビ製	設置状況(鉛直・水平確認状況)	同上	インバートより上部全部		

管布設工
③・・・(管明示シート設置状況も含む) 追記

留意事項追記
(黒線まで挿入、チェックゲージ等でゴム輪位置、ねじれ、はみ出しがないか確認)

組立式
①(・・・鉛直・水平確認状況)
②・③追記
留意事項追記

塩ビ製
設置状況(鉛直・水平確認状況)

改正理由		Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-10							
現 行			改 正			備 考			
工 種	項 目	写真管理項目		留 意 事 項	工 種	項 目	写真管理項目		留 意 事 項
		撮影箇所及び内容	撮 影 頻 度				撮影箇所及び内容	撮 影 頻 度	
副管設置工		①布設状況 ②仕上り寸法等	副管ごと	・支管接着剤の塗布状況。 ・鉄線#12、2回巻、2箇所にて締め付けてあること。 ・曲管、直管の管割が確認できること。	副管設置工		①布設、設置状況 ②仕上り寸法等	副管ごと	・支管接着剤の塗布状況。 ・鉄線#12、2回巻、2箇所にて締め付けてあること。 ・曲管、直管の管割が確認できること。
樹 及 び 取 付 け 管	土 工	管きよ工事参照			土 工	管きよ工事参照			
	基 礎 工	管きよ工事参照	取付箇所全部		基 礎 工	管きよ工事参照	取付箇所全部		
	樹設置及び取付け管布設	①樹据付け状況 ②取付管布設は管きよ工事参照 ③キャップ止位置 ④樹支管、取付状況 ⑤取付本管の全体写真	同上	・キャップ止位置が確認できるように撮影。 ・防護ハットを使用する場合は、碎石の出来形を撮影すること。 ・使用管材、配列がわかるように撮影すること。	樹 及 び 取 付 け 管	樹設置及び取付け管布設	①樹据付け状況 ②取付管布設は管きよ工事参照 ③キャップ止位置 ④樹支管、取付状況 <u>⑤(削孔状況、支管固定状況)</u> ⑤取付本管の全体写真 ⑥ <u>均配10%以上の確認状況</u> ⑦ <u>0度自在継手プライマー、コーキング塗布状況</u> ⑧ <u>管明示シート設置状況</u>	同上	・キャップ止位置が確認できるように撮影。 ・防護ハットを使用する場合は、碎石の出来形を撮影すること。 ・使用管材、配列がわかるように撮影すること。 ・ <u>支管接着剤の塗布状況</u> 。 ・ <u>鉄線#10、2回巻、2箇所にて締め付けてあること</u> 。
	①使用部材の形状、寸法土留	スパンごと	・土留め工の全体状況が		①使用部材の形状、寸法土留	スパンごと	・土留め工の全体状況が		

副管設置工

① 設置状況

留意事項追記

鉄線#12 → #10

樹設置及び取付管布設工

④(削孔状況、支管)

⑥⑦⑧・・・追記

留意事項追記

- ・支管接着剤の塗布状況。
- ・鉄線#10、2回巻、2箇所にて締め付けてあること。

改正理由		Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-11							
現 行			改 正			備 考			
工 種	項 目	写真管理項目		留 意 事 項	工 種	項 目	写真管理項目		留 意 事 項
		撮影箇所及び内容		撮影頻度			撮影箇所及び内容		撮影頻度
仮 設 工	仮 縮 切 工	設置状況(形状、寸法)	箇所ごと		仮 設 工	仮 縮 切 工	設置状況(形状、寸法)	箇所ごと	
	仮 排 水 工	設置状況(形状、寸法)	箇所ごと			仮 排 水 工	設置状況(形状、寸法)	箇所ごと	
	在 来 施 設 物 防 護 工	吊り防護、受け防護等の状況 施工中(設置時) 埋戻し直前	原則として箇所ごと			在 来 施 設 物 防 護 工	吊り防護、受け防護等の状況 施工中(設置時) 埋戻し直前	原則として箇所ごと	
	水 替 え 工	水替え施設設置状況				水 替 え 工	水替え施設設置状況		
完 成	全 景		1スパンごと		完 成	全 景		1スパンごと	
	人 孔 (インバート)	インバート出来形及び鉄蓋設置状況	マンホールごと	鉄 蓋 の 仕 様 (T-25orT-14) が 分 か る よ う に 撮 影 (蓋の裏を撮影)		人 孔 (インバート)	インバート出来形及び鉄蓋設置状況	マンホールごと	鉄 蓋 の 仕 様 (T-25orT-14) が 分 か る よ う に 撮 影 (蓋の裏を撮影)
	人 孔 管 口	マンホール管口出来形	管口ごと	・可とう継手の取付状況(拡張、バンド締付)が確認できるように撮影 ・可とう部の仕上げはプライマー処理のうえコーキングを行うこと。		人 孔 管 口	マンホール管口出来形	管口ごと	・可とう継手の取付状況(拡張、バンド締付)が確認できるように撮影 ・可とう部の仕上げはプライマー処理のうえコーキングを行うこと。
	宅地柵	受枠設置状況及び蓋設置状況	柵設置箇所ごと			公 共 宅 地柵	受枠設置状況及び蓋設置状況	柵設置箇所ごと	

水替え工 → 留意事項追記
 人孔管口 → 留意事項を削除(マンホール築造工へ転記)

項目名の変更 : 宅地

改正理由		Ⅲ工事写真撮影要領 Ⅲ-19			
現行		改正		備考	
段階確認書(1/2)					
開削工	マンホール工	管布設工	・管の配列・チェックゲージ ・管体検査	500mにつき1回 全スパン	規定値に満たない場合1回とする。 —
		管基礎工	・砂基礎・中詰砂の出来高	500mにつき1回	規定値に満たない場合1回とする。
		管路土留工	・矢板長(検尺)	500mにつき1回	規定値に満たない場合1回とする。
			・建込後(根入れ・とおり)		
			・支保工		
		現場打マンホール工	・基礎出来高・側壁 ・基準高の出来型	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。
			・可とう製継手施工状況・インバート ・管口仕上げ・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等 ・配筋確認		
			・基礎出来型 ・人孔ブロック設置状況		
			・可とう製継手施工状況(設置前の管口下から底版までの距離)・インバート ・管口仕上げ・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等		
		組立マンホール工	・基礎出来型 ・人孔ブロック設置状況	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。
・可とう製継手施工状況・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等					
小型マンホール工(Co製)	・基礎出来型 ・可とう製継手施工状況・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。		
開削工	マンホール工	管布設工	・管の配列・チェックゲージ ・ <u>曲管</u> ・管体検査	500mにつき1回 <u>曲管設置全箇所</u> 全スパン	規定値に満たない場合1回とする。 — <u>課長による検査</u>
		管基礎工	・砂基礎・中詰砂の出来高	500mにつき1回	規定値に満たない場合1回とする。
		管路土留工	・矢板長(検尺)	500mにつき1回	規定値に満たない場合1回とする。
			・建込後(根入れ・とおり)		
			・支保工		
		現場打マンホール工	・基礎出来高・側壁 ・基準高の出来型	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。
			・可とう製継手施工状況・インバート ・管口仕上げ・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等 ・配筋確認		
			・基礎出来型 ・人孔ブロック設置状況		
			・可とう製継手施工状況(設置前の管口下から底版までの距離)・インバート ・管口仕上げ・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等		
		組立マンホール工	・基礎出来型 ・人孔ブロック設置状況	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。
・可とう製継手施工状況・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等					
小型マンホール工(Co製)	・基礎出来型 ・可とう製継手施工状況・調整リング ・人孔蓋・ボルト締付等	20箇所につき1回	規定値に満たない場合1回とする。		

- ①管布設工
 - ・管布設工の項目に曲管の確認時期を追加
 - ・管体検査の備考欄に「課長による検査」を追記
- ②組立マンホール工
 - ・可とう継手の施工状況の()内文章を修正
削除 … (設置前の管口下から底版までの距離)
 - ・可とう製継手 → 可とう継手

改正理由		IV地盤改良工 IV-1~2	
現 行		改 正	
		備 考	
<p>1 薬液注入工法</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>薬液注入工事の施工にあたって、請負者は施工条件や施工目的を十分理解し、現場の状況、土質状況及び地下埋設物状況等を把握した後、本要領に沿って現地に即した施工計画書を作成する。</p> <p>施工計画書には、次の事項を記すものとする。</p> <p>① 工事概要</p> <p>工事名、工事場所、発注者、請負者、下請施工者（専門業者・注入責任者）、条件明示事項を記入する。</p> <p>注入責任者については、注入責任者技術者届を提出する。</p> <p>また、希硫酸を用いる場合は、特定化学物質等作業主任者を選任配置し、届け出書（様式は任意、許可書の写しを添付すること。）を提出する。</p> <p>② 安全管理</p> <p>薬液注入工事に際して、第三者の災害防止、交通災害の防止、電気・機械設備の事故防止及び材料の保管方法（希硫酸・炭酸ガス等）等について防止策を具体的に記入する。</p> <p>希硫酸を取扱う場合は、毒物及び劇物取締法の規制や労働安全衛生法による特定化学物質等作業主任者の選任配置等が必要であり、保管等に充分注意する必要がある。</p> <p>また、地下埋設物の事故防止についても、本要領の「Ⅷ 地下埋設物事故防止対策」に基づき具体的に記入する。</p> <p>地下水の水質汚染防止については、観測井の設置を行い、水質検査（採水回数・水質検査項目）を実施し、水質検査の依頼先を記入する。</p> <p>また、建設省通達「薬液注入工法の管理について」（昭和52年4月21日建設省官技発第157号）に基づき、発注者、請負者及び薬液注入工事の施工者で構成される「薬液注入工事管理連絡会」を設ける。</p>		<p>1 薬液注入工法</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>薬液注入工事の施工にあたって、請負受注者は施工条件や施工目的を十分理解し、現場の状況、土質状況及び地下埋設物状況等を把握した後、本要領に沿って現地に即した施工計画書を作成する。</p> <p>施工計画書には、次の事項を記すものとする。</p> <p>① 工事概要</p> <p>工事名、工事場所、発注者、請負受注者、下請施工者（専門業者・注入責任者）、条件明示事項を記入する。</p> <p>注入責任者については、注入責任者技術者届を提出する。</p> <p>また、希硫酸を用いる場合は、特定化学物質等作業主任者を選任配置し、届け出書（様式は任意、許可書の写しを添付すること。）を提出する。</p> <p>② 安全管理</p> <p>薬液注入工事に際して、第三者の災害防止、交通災害の防止、電気・機械設備の事故防止及び材料の保管方法（希硫酸・炭酸ガス等）等について防止策を具体的に記入する。</p> <p>希硫酸を取扱う場合は、毒物及び劇物取締法の規制や労働安全衛生法による特定化学物質等作業主任者の選任配置等が必要であり、保管等に充分注意する必要がある。</p> <p>また、地下埋設物の事故防止についても、本要領の「Ⅷ 地下埋設物事故防止対策」に基づき具体的に記入する。</p> <p>地下水の水質汚染防止については、観測井の設置を行い、水質検査（採水回数・水質検査項目）を実施し、水質検査の依頼先を記入する。</p> <p>また、建設省通達「薬液注入工法の管理について」（昭和52年4月21日建設省官技発第157号）に基づき、発注者、請負受注者及び薬液注入工事の施工者で構成される「薬液注入工事管理連絡会」を設ける。</p>	

改正理由	IV地盤改良工 IV-4 IV-10	
	現 行	改 正
	備 考	
<p>IV-4</p> <p>2) 数量証明</p> <p>水ガラスをローリー車で納入する場合は下記の通りとする。</p> <p>ア) 請負者は監督員の立会検収を受けることを原則とし、納入量の確認を行いその状況を写真撮影する。</p> <p>イ) 数量証明書はメーカーの納入伝票（または出庫伝票）と計量証明（看貫証明）の一对を一組とする。</p> <p>ウ) 納入量は数量証明書で確認すると共に納入前後のタンクの残量により確認する。</p> <p>エ) 何らかの事由により、ローリーの全量をタンクに収納できない場合には、ローリー内の残量を確認し、運転手が数量を伝票に記入し、仮伝票とする。</p> <p>後日メーカーより正式伝票が届き次第、監督員に確認を求める。</p> <p>IV-10</p> <p>③ 準備作業</p> <p>請負者は、作業開始前にKYK（危険予知活動）、TBM（ツールボックスミーティング）を実施し、作業手順や安全注意事項等を打ち合わせて、作業員に周知徹底させる。</p> <p>1) 有資格者による作業の励行</p> <p>2) 合図の徹底</p> <p>3) 玉掛用具の点検</p> <p>4) 高所作業における囲い、手摺、転落防止用ネットの設置及び安全帯の着用の励行</p> <p>5) 埋設管、架空線、保安関係、注入配合表等の掲示</p>	<p>2) 数量証明</p> <p>水ガラスをローリー車で納入する場合は下記の通りとする。</p> <p>ア) 請負受注者は監督員の立会検収を受けることを原則とし、納入量の確認を行いその状況を写真撮影する。</p> <p>イ) 数量証明書はメーカーの納入伝票（または出庫伝票）と計量証明（看貫証明）の一对を一組とする。</p> <p>ウ) 納入量は数量証明書で確認すると共に納入前後のタンクの残量により確認する。</p> <p>エ) 何らかの事由により、ローリーの全量をタンクに収納できない場合には、ローリー内の残量を確認し、運転手が数量を伝票に記入し、仮伝票とする。</p> <p>後日メーカーより正式伝票が届き次第、監督員に確認を求める。</p> <p>③ 準備作業</p> <p>請負受注者は、作業開始前にKYK（危険予知活動）、TBM（ツールボックスミーティング）を実施し、作業手順や安全注意事項等を打ち合わせて、作業員に周知徹底させる。</p> <p>1) 有資格者による作業の励行</p> <p>2) 合図の徹底</p> <p>3) 玉掛用具の点検</p> <p>4) 高所作業における囲い、手摺、転落防止用ネットの設置及び安全帯の着用の励行</p> <p>5) 埋設管、架空線、保安関係、注入配合表等の掲示</p>	

改正理由		IV地盤改良工 IV-24																																																	
現 行		改 正																																																	
		備 考																																																	
<p>(7) 現場におけるチェックリスト</p> <p>請負者は、地盤改良工の施工にあたり、下表についてチェックリストに従い、管理しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>だれが</th> <th>いつ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事 前 検 討</td> <td>現場代理人 主任技術者 注入責任者</td> <td>準備前</td> </tr> <tr> <td>2. 仮 設 段 取 り 時</td> <td>同 上</td> <td>段取り開始前</td> </tr> <tr> <td>3. 施 工 開 始 前</td> <td>同 上</td> <td>その都度</td> </tr> <tr> <td>4. 毎 日 の 作 業 開 始 前</td> <td>全 員</td> <td>毎日の開始前</td> </tr> <tr> <td>5. 毎 日 の 作 業 中</td> <td>同 上</td> <td>毎日の作業中</td> </tr> <tr> <td>6. 毎 日 の 作 業 終 了 前</td> <td>同 上</td> <td>毎日の終了前</td> </tr> <tr> <td>7. そ の 他</td> <td>現場代理人 主任技術者 注入責任者</td> <td>毎 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 請負者が、3千万円以上を下請け契約して工事を施工しようとする場合は、主任技術者を監理技術者と読み替える。</p>		項目	だれが	いつ	1. 事 前 検 討	現場代理人 主任技術者 注入責任者	準備前	2. 仮 設 段 取 り 時	同 上	段取り開始前	3. 施 工 開 始 前	同 上	その都度	4. 毎 日 の 作 業 開 始 前	全 員	毎日の開始前	5. 毎 日 の 作 業 中	同 上	毎日の作業中	6. 毎 日 の 作 業 終 了 前	同 上	毎日の終了前	7. そ の 他	現場代理人 主任技術者 注入責任者	毎 日	<p>(7) 現場におけるチェックリスト</p> <p>請負受注者は、地盤改良工の施工にあたり、下表についてチェックリストに従い、管理しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>だれが</th> <th>いつ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事 前 検 討</td> <td>現場代理人 主任技術者 注入責任者</td> <td>準備前</td> </tr> <tr> <td>2. 仮 設 段 取 り 時</td> <td>同 上</td> <td>段取り開始前</td> </tr> <tr> <td>3. 施 工 開 始 前</td> <td>同 上</td> <td>その都度</td> </tr> <tr> <td>4. 毎 日 の 作 業 開 始 前</td> <td>全 員</td> <td>毎日の開始前</td> </tr> <tr> <td>5. 毎 日 の 作 業 中</td> <td>同 上</td> <td>毎日の作業中</td> </tr> <tr> <td>6. 毎 日 の 作 業 終 了 前</td> <td>同 上</td> <td>毎日の終了前</td> </tr> <tr> <td>7. そ の 他</td> <td>現場代理人 主任技術者 注入責任者</td> <td>毎 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 請負受注者が、3千万円以上を下請け契約して工事を施工しようとする場合は、主任技術者を監理技術者と読み替える。</p>		項目	だれが	いつ	1. 事 前 検 討	現場代理人 主任技術者 注入責任者	準備前	2. 仮 設 段 取 り 時	同 上	段取り開始前	3. 施 工 開 始 前	同 上	その都度	4. 毎 日 の 作 業 開 始 前	全 員	毎日の開始前	5. 毎 日 の 作 業 中	同 上	毎日の作業中	6. 毎 日 の 作 業 終 了 前	同 上	毎日の終了前	7. そ の 他	現場代理人 主任技術者 注入責任者	毎 日
項目	だれが	いつ																																																	
1. 事 前 検 討	現場代理人 主任技術者 注入責任者	準備前																																																	
2. 仮 設 段 取 り 時	同 上	段取り開始前																																																	
3. 施 工 開 始 前	同 上	その都度																																																	
4. 毎 日 の 作 業 開 始 前	全 員	毎日の開始前																																																	
5. 毎 日 の 作 業 中	同 上	毎日の作業中																																																	
6. 毎 日 の 作 業 終 了 前	同 上	毎日の終了前																																																	
7. そ の 他	現場代理人 主任技術者 注入責任者	毎 日																																																	
項目	だれが	いつ																																																	
1. 事 前 検 討	現場代理人 主任技術者 注入責任者	準備前																																																	
2. 仮 設 段 取 り 時	同 上	段取り開始前																																																	
3. 施 工 開 始 前	同 上	その都度																																																	
4. 毎 日 の 作 業 開 始 前	全 員	毎日の開始前																																																	
5. 毎 日 の 作 業 中	同 上	毎日の作業中																																																	
6. 毎 日 の 作 業 終 了 前	同 上	毎日の終了前																																																	
7. そ の 他	現場代理人 主任技術者 注入責任者	毎 日																																																	

工 種	施工管理要領
-----	--------



改正理由	IV地盤改良工 IV-32	
現 行	改 正	備 考
<p>2 その他の補助工法</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>薬液注入工事の施工にあたって、請負者は、施工条件や施工目的を十分理解し、現場の状況、土質状況及び地下埋設物状況等を把握した後、現地に即した施工計画書を作成する。施工計画書には、次の事項を記すものとする。</p> <p>① 工事概要</p> <p>工事名、工事場所、発注者、請負者、下請施工者（専門業者・注入責任者）、条件明示事項を記入する。</p> <p>注入責任者については、注入責任技術者届を提出する。</p>	<p>2 その他の補助工法</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>薬液注入工事の施工にあたって、請負受注者は、施工条件や施工目的を十分理解し、現場の状況、土質状況及び地下埋設物状況等を把握した後、現地に即した施工計画書を作成する。施工計画書には、次の事項を記すものとする。</p> <p>① 工事概要</p> <p>工事名、工事場所、発注者、請負受注者、下請施工者（専門業者・注入責任者）、条件明示事項を記入する。</p> <p>注入責任者については、注入責任技術者届を提出する。</p>	

工 種	施工管理要領
-----	--------

改正理由	V 推進工 V-1	
現 行	改 正	備 考
<p>1 推進書類の整備等</p> <p>請負者は、下記に示す推進関係書類を提出しなければならない。また、下記以外で監督員の指示する書類についても提出しなければならない。</p> <p>(1) 管理図 (2) 推進データシート (3) 推進日報 (4) 材料受払簿 推進材料・滑材・作泥材・中込注入材 (5) 葉注確認（刃口推進） (6) 納品伝票 (7) 工事写真 (8) 産業廃棄物（マニフェスト） (9) バキューム処理集計表</p>	<p>1 推進書類の整備等</p> <p><u>請負受注者</u>は、下記に示す推進関係書類を提出しなければならない。また、下記以外で監督員の指示する書類についても提出しなければならない。</p> <p>(1) 管理図 (2) 推進データシート (3) 推進日報 (4) 材料受払簿 推進材料・滑材・作泥材・中込注入材 (5) 葉注確認（刃口推進） (6) 納品伝票 (7) 工事写真 (8) 産業廃棄物（マニフェスト） (9) バキューム処理集計表</p>	

改正理由	VI保安施設設置 VI-2 VI-28
------	---------------------

現行	改正	備考
----	----	----

VI-2		
記号名称	下水道工事標準仕様  ⑥ 下水道工事標識	土木工事標準仕様 備考 1. 設置位置は工事現場の起点、終点とする。 2. 夜間緊急連絡先を2名以上記入する。 3. 夜間作業または昼夜間作業を行う場合は掲示板の標示を変える。 ④ 夜間 ⑤ 昼夜間 4. 工事期間は、交通上支障を与える実際の機関とし、工期が変更になった場合は速やかに書き換える。なお、末尾に（予定）を記入する。 5. 設計金額1億円以上の工事は、監督員の指示により工事費（請負金額）を記載する。
記号名称	下水道工事標準仕様  ⑥ 下水道工事標識	土木工事標準仕様 備考 1. 設置位置は工事現場の起点、終点とする。 2. 夜間緊急連絡先を2名以上記入する。 3. 夜間作業または昼夜間作業を行う場合は掲示板の標示を変える。 ④ 夜間 ⑤ 昼夜間 4. 工事期間は、交通上支障を与える実際の機関とし、工期が変更になった場合は速やかに書き換える。なお、末尾に（予定）を記入する。 5. 設計金額1億円以上の工事は、監督員の指示により工事費（請負金額）を記載する。 1. 設置位置は原則として工事現場から約50m

VI-28	
-------	--

(3) 一方通行規制解除計画の作成要領

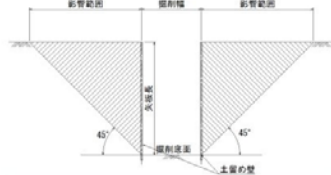
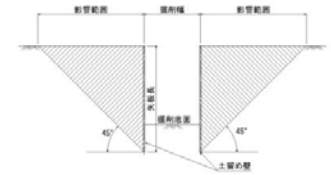
一方通行規制解除計画の作成は、次の手順と作業要領により行うものとする。

手順	作業要領	備考
① 保安施設責任者及び補助員の選定	現場に常注できる請負者の社員の中から選定する。 保安施設責任者は、一方通行規制解除の計画・実施及び本工事の保安施設に関する関連業務を、責任を持って行わなければならない。また、補助員は責任者を補佐する。	

(3) 一方通行規制解除計画の作成要領

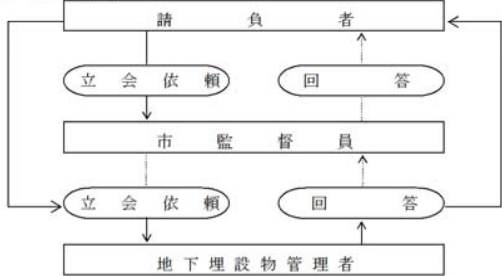
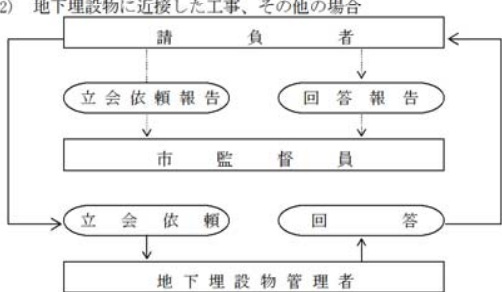
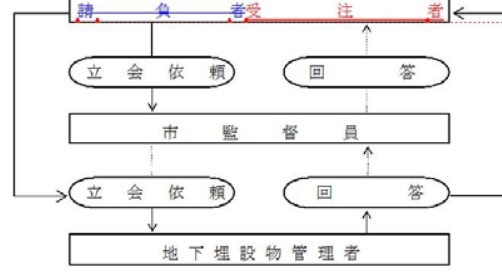
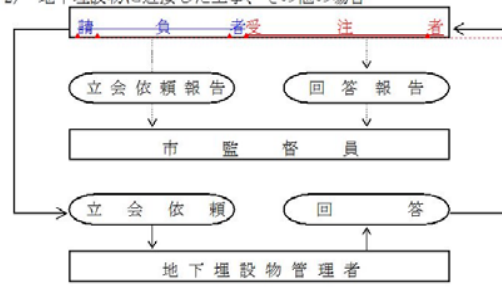
一方通行規制解除計画の作成は、次の手順と作業要領により行うものとする。

手順	作業要領	備考
① 保安施設責任者及び補助員の選定	現場に常注できる請負受注者の社員の中から選定する。 保安施設責任者は、一方通行規制解除の計画・実施及び本工事の保安施設に関する関連業務を、責任を持って行わなければならない。また、補助員は責任者を補佐する。	

改正理由	Ⅶ家屋調査 Ⅶ-1	
現行	改正	備考
<p>1 調査範囲</p> <p>(1) 工事の規模、施行方法、工事箇所の地盤、地形等から建物等が影響を受けると予測される範囲（原則として施工箇所の沿道家屋等）</p> <p>(2) その他本市の監督員が必要と認める範囲</p>	<p>1 調査範囲</p> <p>(1) 工事の規模、施行方法、工事箇所の地盤、地形等から建物等が影響を受けると予測される範囲（原則として施工箇所の沿道家屋等）</p> <p>(2) その他本市の監督員が必要と認める範囲</p> <p>【参考例】仮設構造物の周辺構造物への影響について（工作物の事前調査範囲）について</p> <p>下水道工事に伴う仮設構造物の周辺構造物への影響範囲は、「道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月 社団法人日本道路協会）p.59 図-2-8-2 土留め壁の引抜きを行う場合の影響範囲」のうち、$\phi=0$（内部摩擦角が無視できる種類の粘土）とした場合を安全側と考え、下面の通り、45°ライン内側の範囲（Ⅱ）を仮設構造物の施工による地盤変形の影響が及ぶと考えられる範囲とする。</p> <p>● 軽量鋼矢板建込工、建込み簡易土留め などの場合</p>  <p>掘削底面から45°ラインの内側を影響範囲と考える。</p> <p>● 矢板（鋼矢板・軽量鋼矢板）圧入工・打込工 などの場合</p>  <p>矢板の先端から45°ラインの内側を影響範囲と考える。</p> <p>原則として、地盤変形の影響が及ぶ範囲については事前調査を行うものとするが、その範囲外であっても工作物の状況や工作物の縁切れなどを総合的に判断し決定すること。</p>	<p>調査範囲参考例を追記</p>

改正理由		VII家屋調査 VII-2	
現 行		改 正	
		備 考	
<p>3 調査方法</p> <p>(1) 請負者は、建物等の調査を建築士又は土地家屋調査士（以下「調査員」という。）に実施させること。なお、事前に調査員の氏名、資格等を書面により本市に提出すること。＜参考＞仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。</p> <p>(2) 請負者は「家屋等の調査のお知らせ」、「建物等の事前調査承諾書」を事前に住民に配布し、「建物等の事前調査承諾書」については、後に報告書に添付すること。</p> <p>(3) 事前調査は目視、目測等により行うものとし、写真撮影、スケッチ等により現況を記録するものとする。ただし、建具の開閉具合、ちり切れ等の状態から、建物等が著しく沈下、傾斜をしていると判断される場合には、傾斜測定及び水準測定を実施する。なお、状況に応じてより詳細な調査を行うこと。</p> <p>(4) 写真は、必ず撮影対象物に定規等を当て、必要事項を記入した黒板を入れて撮影すること。なお、写真はカラーとし、大きさはサービス判を標準とすること。</p> <p>(5) 傾斜測定は、傾斜定規等を用いて傾斜の程度を測定すること。</p> <p>(6) 水準測定は、仮ベンチマーク（不動点）を設定し、建物等をレベル、水盛管等を用い測定すること。なお、建物等の測定は、基礎部最低4か所、工作物は折点とする。ただし、周辺地盤については、監督員と協議すること。</p> <p>4 報告書の作成、提出</p> <p>請負者は、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>(1) 建物等の調査報告書＜参考＞仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。</p> <p>① 建物等事前調査報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等事前調査一覧表 ・建物等事前調査位置図 ・建物等事前調査図 ・建物等損傷調査書 ・写真帳 	<p>3 調査方法</p> <p>(1) 請負受注者は、建物等の調査を建築士又は土地家屋調査士（以下「調査員」という。）に実施させること。なお、事前に調査員の氏名、資格等を書面により本市に提出すること。＜参考＞仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。</p> <p>(2) 請負受注者は「家屋等の調査のお知らせ」、「建物等の事前調査承諾書」を事前に住民に配布し、「建物等の事前調査承諾書」については、後に報告書に添付すること。</p> <p>(3) 事前調査は目視、目測等により行うものとし、写真撮影、スケッチ等により現況を記録するものとする。ただし、建具の開閉具合、ちり切れ等の状態から、建物等が著しく沈下、傾斜をしていると判断される場合には、傾斜測定及び水準測定を実施する。なお、状況に応じてより詳細な調査を行うこと。</p> <p>(4) 写真は、必ず撮影対象物に定規等を当て、必要事項を記入した黒板を入れて撮影すること。なお、写真はカラーとし、大きさはサービス判を標準とすること。</p> <p>(5) 傾斜測定は、傾斜定規等を用いて傾斜の程度を測定すること。</p> <p>(6) 水準測定は、仮ベンチマーク（不動点）を設定し、建物等をレベル、水盛管等を用い測定すること。なお、建物等の測定は、基礎部最低4か所、工作物は折点とする。ただし、周辺地盤については、監督員と協議すること。</p> <p>4 報告書の作成、提出</p> <p>請負受注者は、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>(1) 建物等の調査報告書＜参考＞仕様書などに記載がある場合には、仕様書を従うこと。</p> <p>① 建物等事前調査報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等事前調査一覧表 ・建物等事前調査位置図 ・建物等事前調査図 ・建物等損傷調査書 ・写真帳 	<p>VII-1追記により頁数がVII-2からVII-3となる</p>	

改正理由		VIII-1事故防止対策 VIII-2～3	
現 行		改 正	
VIII-2		VIII-2	
② 試掘計画作成の要領		② 試掘計画作成の要領	
手 順	作 業 要 領	手 順	作 業 要 領
1) 地下埋設物責任者及び補助員の選定	現場に常駐できる請負者の社員の中から選定する。 地下埋設物責任者は、試掘計画作成、試掘実施及び本工事の地下埋設物関連業務等、地下埋設物に関する業務を責任もって行うものとする。 補助員は、地下埋設物責任者を補佐する。	1) 地下埋設物責任者及び補助員の選定	現場に常駐できる請負受注者の社員の中から選定する。 地下埋設物責任者は、試掘計画作成、試掘実施及び本工事の地下埋設物関連業務等、地下埋設物に関する業務を責任もって行うものとする。 補助員は、地下埋設物責任者を補佐する。
2) 地下埋設物関係資料の調	地下埋設物管理者が所有する地下埋設物布設図、完成図及び台帳を収集する。	2) 地下埋設物関係資料の調	地下埋設物管理者が所有する地下埋設物布設図、完成図及び台帳を収集する。
VIII-3		VIII-3	
8) 試掘計画書の作成	ア) 試掘計画図の試掘箇所に一連の番号をつける。 イ) 試掘計画図と対比できる試掘立会チェックリストを作成する。 ウ) 試掘実施工程表を作成する。 エ) これらを下記の様式に従って試掘計画書としてまとめる。 様式 a 表紙 (A-4版) ○ タイトル (試掘計画書) ○ 工 事 名 ○ 工 期 ○ 工事場所 ○ 請 負 者 ○ 地下埋設物責任者名 b 工事位置図 (1/2, 500 程度) c 試掘実施工程表 d 緊急連絡表 e 試掘、立会チェックリスト表 f 試掘計画図 注：地下埋設物管理者への提出図には、チェックリストは添付しない。	8) 試掘計画書の作成	ア) 試掘計画図の試掘箇所に一連の番号をつける。 イ) 試掘計画図と対比できる試掘立会チェックリストを作成する。 ウ) 試掘実施工程表を作成する。 エ) これらを下記の様式に従って試掘計画書としてまとめる。 様式 a 表紙 (A-4版) ○ タイトル (試掘計画書) ○ 工 事 名 ○ 工 期 ○ 工事場所 ○ 請負受注者 ○ 地下埋設物責任者名 b 工事位置図 (1/2, 500 程度) c 試掘実施工程表 d 緊急連絡表 e 試掘、立会チェックリスト表 f 試掘計画図 注：地下埋設物管理者への提出図には、チェックリストは添付しない。
9) 試掘計画書	試掘計画書は、市監督員及び関係する地下埋設物管理者に各々1部提出する。	9) 試掘計画書	試掘計画書は、市監督員及び関係する地下埋設物管理者に各々1部提出する。
備 考		備 考	

改正理由	Ⅷ-1事故防止対策 Ⅷ-10	
現 行	改 正	備 考
<p>2 地下埋設物に関する立会</p> <p>地下埋設物の試掘調査、あるいは地下埋設物に近接した工事等を行う場合は、市監督員及び地下埋設物管理者と協議を行った上、必ず市監督員及び地下埋設物管理者に連絡をとり、これらの立会のもとに施工するものとする。</p> <p>(1) 立会依頼</p> <p>① 立会依頼の手順</p> <p>1) 試掘の場合</p>  <p>2) 地下埋設物に近接した工事、その他の場合</p> 	<p>2 地下埋設物に関する立会</p> <p>地下埋設物の試掘調査、あるいは地下埋設物に近接した工事等を行う場合は、市監督員及び地下埋設物管理者と協議を行った上、必ず市監督員及び地下埋設物管理者に連絡をとり、これらの立会のもとに施工するものとする。</p> <p>(1) 立会依頼</p> <p>① 立会依頼の手順</p> <p>1) 試掘の場合</p>  <p>2) 地下埋設物に近接した工事、その他の場合</p> 	

改正理由	VIII-1事故防止対策 VIII-13~14
------	-------------------------

現行	改正	備考
----	----	----

試験立会チェックリスト (記入例)

地下埋設物責任者	現場代理人
○ ○	○ ○

試験番号 ① 番号 WGNE

氏名	立会連絡		回答事項	立会		指示事項
	氏名	日時		氏名	日時	
請負者	○ ○	5/15 13:00		○ ○	5/18 14:00~15:30	手廻で触るよう指示あり。
市監督者	○ ○		5/18 14:00~立会OK	○ ○	5/18 14:00~15:30	
地下埋設物管理 者(⑩・請負者からTEL)	W ○ ○	5/15 14:00	*	○ ○	5/18 14:00~15:30	施工書の立会要領あり。
(⑩・請負者*)	G ○ ○	5/15 14:20	都合に依り立会30	—	—	立会出来ないので、注意して試験して結果の報告を提出
(市・請負者*)	N ○ ○	5/15 13:50	5/18 14:00~立会OK	○ ○	5/18 14:00~15:00	注意して露出するよう指示あり。
(市・請負者*)	E ○ ○	5/15 14:10		○ ○	5/18 14:00~14:30	
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						

注:① 試験立会チェックリストは試験の場合のみとし、1箇所につき1枚とする。
 ② 地下埋設物の番号
 水道管………W
 ガス管………G
 NTTケーブル………N
 中電ケーブル………E

本工事立会チェックリスト (記入例)

地下埋設物責任者	現場代理人
○ ○	○ ○

立会場所 番号 W-2、G-2
 (立会理由) №15 立地要領における地下埋設物の露出

氏名	立会連絡		回答事項	立会		指示事項
	氏名	日時		氏名	日時	
請負者	○ ○			○ ○	6/24 14:00~16:30	
市監督者	○ ○	6/22 9:30	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:00~16:30	W、G、それぞれ高防護をする事
地下埋設物管理 者(⑩・請負者からTEL)	W ○ ○	6/22 10:00	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:30~16:00	高防護をし、沈下測定をする事
(⑩・請負者*)	G ○ ○	6/22 10:10	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:50~16:30	高防護をする事
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						

注:① 本工事立会チェックリストは、立会必要箇所1カ所につき1枚とする。
 ② 地下埋設物の番号
 水道管………W
 ガス管………G
 NTTケーブル………N
 中電ケーブル………E

試験立会チェックリスト (記入例)

地下埋設物責任者	現場代理人
○ ○	○ ○

試験番号 ① 番号 WGNE

氏名	立会連絡		回答事項	立会		指示事項
	氏名	日時		氏名	日時	
請負者	○ ○	5/15 13:00		○ ○	5/18 14:00~15:30	手廻で触るよう指示あり。
市監督者	○ ○		5/18 14:00~立会OK	○ ○	5/18 14:00~15:30	
地下埋設物管理 者(⑩・請負者からTEL)	W ○ ○	5/15 14:00	*	○ ○	5/18 14:00~15:30	施工書の立会要領あり。
(⑩・請負者*)	G ○ ○	5/15 14:20	都合に依り立会30	—	—	立会出来ないで、注意して試験して結果の報告を提出
(市・請負者*)	N ○ ○	5/15 13:50	5/18 14:00~立会OK	○ ○	5/18 14:00~15:00	注意して露出するよう指示あり。
(市・請負者*)	E ○ ○	5/15 14:10		○ ○	5/18 14:00~14:30	
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						

注:① 試験立会チェックリストは試験の場合のみとし、1箇所につき1枚とする。
 ② 地下埋設物の番号
 水道管………W
 ガス管………G
 NTTケーブル………N
 中電ケーブル………E

本工事立会チェックリスト (記入例)

地下埋設物責任者	現場代理人
○ ○	○ ○

立会場所 番号 W-2、G-2
 (立会理由) №15 立地要領における地下埋設物の露出

氏名	立会連絡		回答事項	立会		指示事項
	氏名	日時		氏名	日時	
請負者	○ ○			○ ○	6/24 14:00~16:30	
市監督者	○ ○	6/22 9:30	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:00~16:30	W、G、それぞれ高防護をする事
地下埋設物管理 者(⑩・請負者からTEL)	W ○ ○	6/22 10:00	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:30~16:00	高防護をし、沈下測定をする事
(⑩・請負者*)	G ○ ○	6/22 10:10	6/24 14:00 立会OK	○ ○	6/24 14:50~16:30	高防護をする事
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						
(市・請負者*)						

注:① 本工事立会チェックリストは、立会必要箇所1カ所につき1枚とする。
 ② 地下埋設物の番号
 水道管………W
 ガス管………G
 NTTケーブル………N
 中電ケーブル………E

改正理由		VIII-1事故防止対策 VIII-22～23	
現 行		改 正	
		備 考	
<p>VIII-22</p> <p>(4) 事故発生時の措置</p> <p>① 通報連絡 請負者は、工事の施工に関し建設業法を遵守することはもとより、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守等を心掛ける必要がある。 こうした中で、工事の施工に伴い不慮の事故が発生した場合には、どんな微細な事故であっても事故発生後直ちに、本市監督員に報告しなければならない。 万一事故が発生した場合には、別紙「災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領」(案)に従い、速やかに報告を行うなどの適切な処理を行わなければならない。</p> <p>VIII-23</p> <p>⑤ 事故報告書</p> <p>1) 内容と様式 請負者は原因を調査の上、事故発生報告書を作成し、直ちに市監督員に提出する。</p> <p>2) 提出部数 必要部数</p>		<p>(4) 事故発生時の措置</p> <p>① 通報連絡 請負受注者は、工事の施工に関し建設業法を遵守することはもとより、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守等を心掛ける必要がある。 こうした中で、工事の施工に伴い不慮の事故が発生した場合には、どんな微細な事故であっても事故発生後直ちに、本市監督員に報告しなければならない。 万一事故が発生した場合には、別紙「災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領」(案)に従い、速やかに報告を行うなどの適切な処理を行わなければならない。</p> <p>⑤ 事故報告書</p> <p>1) 内容と様式 請負受注者は原因を調査の上、事故発生報告書を作成し、直ちに市監督員に提出す</p> <p>2) 提出部数 必要部数</p>	

改正理由	Ⅷ-1事故防止対策 Ⅷ-24	
現 行	改 正	備 考
<p>災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領 (案)</p> <p>1 目 的</p> <p>この要領は、災害、事故等が発生し、又はその恐れがある場合における初動の適切な対応について、基本的事項を定める。</p> <p>2 初動の対応</p> <p>災害、事故等が発生した場合、請負者は、直ちにその状況を把握して監督職員へ報告し、必要に応じて応急対策を講じなければならない。</p> <p>また、監督職員は状況に応じて市長、副市長、及び関係部長並びに議会及びその他の関係機関へ速やかに報告を行う。</p> <p>3 対応フロー</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 速報の様式</p> <p>請負工事書式集 参照</p> <p>5 報告時の留意事項</p> <p>請負者は、緊急の場合は先ず電話（FAX）で第一報を行い、その後、書面により速やかに報告を行う。</p> <p>また、休日・夜間についても、携帯電話により速やかに行う。</p>	<p>災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領 (案)</p> <p>1 目 的</p> <p>この要領は、災害、事故等が発生し、又はその恐れがある場合における初動の適切な対応について、基本的事項を定める。</p> <p>2 初動の対応</p> <p>災害、事故等が発生した場合、請負受注者は、直ちにその状況を把握して監督職員へ報告し、必要に応じて応急対策を講じなければならない。</p> <p>また、監督職員は状況に応じて市長、副市長、及び関係部長並びに議会及びその他の関係機関へ速やかに報告を行う。</p> <p>3 対応フロー</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 速報の様式</p> <p>請負工事書式集 参照</p> <p>5 報告時の留意事項</p> <p>請負受注者は、緊急の場合は先ず電話（FAX）で第一報を行い、その後、書面により速やかに報告を行う。</p> <p>また、休日・夜間についても、携帯電話により速やかに行う。</p>	

改正理由		Ⅸ完成図作成 目次 Ⅸ-1		
現 行		改 正		
目次		目 次		
目 次		目 次		
1 完成図面作成 Ⅸ-1 (1) 設計図面データを請負者へ提出 Ⅸ-1 (2) 作成手順 Ⅸ-1 (3) 図面タイトル等 Ⅸ-1 (4) 平面図 Ⅸ-3 (5) 横断図 Ⅸ-6 (6) データの測定方法 Ⅸ-6 (7) 完成図に追記すべきこと Ⅸ-9 (8) 取付管作成 Ⅸ-9 2 市担当者が行うべきチェック等 Ⅸ-13 (1) 完成平面図 Ⅸ-13 (2) 添付図面等 Ⅸ-13	1 完成図面作成 Ⅸ-1 (1) 設計図面データを請負受注者へ提出 Ⅸ-1 (2) 作成手順 Ⅸ-1 (3) 図面タイトル等 Ⅸ-1 (4) 平面図 Ⅸ-3 (5) 横断図 Ⅸ-6 (6) データの測定方法 Ⅸ-6 (7) 完成図に追記すべきこと Ⅸ-9 (8) 取付管作成 Ⅸ-9 2 市担当者が行うべきチェック等 Ⅸ-13 (1) 完成平面図 Ⅸ-13 (2) 添付図面等 Ⅸ-13			
Ⅸ-1		1 完成図面作成		
(1) 設計図面データを請負者へ提出 (市担当者対応) (2) 作成手順 ① 図面タイトル・位置図・凡例・断面図等を記入する。完成図の例を、別途示していますので参考にして下さい。		(1) 設計図面データを請負受注者へ提出 (市担当者対応) (2) 作成手順 ① 図面タイトル・位置図・凡例・断面図等を記入する。完成図の例を、別途示していますので参考にして下さい。		

改正理由	様式集																																																																																																																		
	現 行	改 正	備 考																																																																																																																
	<p>X I 請負工事書式集</p> <p>1～47(XI-1～47)</p> <p>48～52(XI-47～56)</p> <p>53(XI-57～)</p>	<p>→ X I 建設工事様式集（名称の変更）</p> <p>→ 市統一様式 契約課 工事約款様式(最新版)に準拠【様式 1～66(XI-1～69)】</p> <p>→ 下水建設課統一様式 「請負者」を「受注者」に修正【様式 67～72(XI-70～79)】 『資材承認願』様式の追加【様式 72(XI-79)】</p> <p>資材承認願（第 回）</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>監督職員 様</p> <p>(※印) 住所 氏名 印</p> <p>土木工事共通仕様書の規定に基づき、下記工事に使用する資材は別紙試験表および規格証明のとおりです。 使用承認をお願いします。</p> <p>工事名: _____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品</th> <th>使用資材</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>製造業者</th> <th>承認済否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 承認方法を記入する（例：規格証明書、試験結果報告、認定証、配合報告書、承認額）。 ※ 日本下水道協会、JIS 規格品の品質証明書添付は不要である。</p> <p>この様式は、資材承認願（見本又は品質を証明する資料）の集計表として使用し、発議は工事打ち合わせ簿を使用すること。</p> <p>→ 『建設工事関係書類作成マニュアルー土木工事編ー工事関係書類一覧表』（検査課）を添付（現行のものは廃止） … X II ー建設工事関係書類作成要領に添付</p>	品	使用資材	規格	数量	単位	製造業者	承認済否	1							2							3							4							5							6							7							8							9							10							11							12							13							14							15							
品	使用資材	規格	数量	単位	製造業者	承認済否																																																																																																													
1																																																																																																																			
2																																																																																																																			
3																																																																																																																			
4																																																																																																																			
5																																																																																																																			
6																																																																																																																			
7																																																																																																																			
8																																																																																																																			
9																																																																																																																			
10																																																																																																																			
11																																																																																																																			
12																																																																																																																			
13																																																																																																																			
14																																																																																																																			
15																																																																																																																			